

法教育

ニュース

2017年10月

No.11

発行：愛知県弁護士会法教育委員会

平成29年度サマースクール、大盛況！

平成29年8月1日（火）、2日（水）、4日（金）の日程で、例年のとおり、愛知県弁護士会サマースクールが開催されました。

本年度も、延べ260名もの多くの子ども達が「弁護士に挑戦！」「ティーンコート」「クイズ選手権」「裁判官・検察官・弁護士ここだけの話」「模擬裁判」「法廷見学ツアー」といった多彩なプログラムに参加してくれました。また、本年度より、アリとキリギリスを題材に主権者について考えてもらう新企画の劇「憲法とアリとキリギリス」を実施いたしました。

いずれのプログラムも盛況のうちに終わることができました。次頁より、実施したプログラムのうち「模擬裁判（中高生向け）」の特集を掲載していますので、是非ご覧ください。

生徒の声

中高生模擬裁判を受講してみて

名古屋市立桜山中学校 矢崎 晃 大

今回、中高生模擬裁判を受講してみて、僕は、答えが一つじゃないという事が分かりました。模擬裁判では、一人一人違う意見を持っていて、最終的には2つぐらいにしぼりましたが、話していく中で、他の方の考え方が学べたり、新しい考え方が思いつくこともありました。グループに分かれて話し合った時は、今回の模擬裁判で扱う裁判の「マダムが起こしたひと騒動」について、マダムはいったい強盗罪、恐喝罪、無罪のどれに当てはまるか話し合い、模擬裁判劇をもとにして、自分は最初、恐喝罪が当てはまると思っていました。グループで話し合っているうちに、自分は、強盗罪が当てはまると思い直しました。その理由は、今回の裁判の被害者である宮川さんが、マダムから時計を奪われた際に、それを目撃していた足越さんが、マンションから今回の事件を見ていた時の証言が信用できる事や、状況的に有り得るということが、他の方の意見で分かったからです。きっと、話し合いをしなければ、自分は意見を変えることは無かったと思うし、自分の考えを突き通していたと思います。今回模擬裁判に参加したことによって、自分自身とても勉強になったし、他の学校の方とも知り合える事も出来ました。なので来年も絶対に参加したいと思います！

特集！ 中高生向け模擬裁判

1 「中高生向け模擬裁判」の概要

愛知県弁護士会サマースクールの「中高生向け模擬裁判」とは、弁護士が被告人、被害者、証人、裁判官・検察官・弁護人役となり、模擬裁判劇を行った上で、生徒にグループに分かれて議論してもらい、被告人が有罪か無罪か、有罪である場合にはどのような罪が成立するのか、なぜそのような結論にすべきなのか等の点を考えてもらう企画です。

模擬裁判劇では、弁護士による尋問が繰り返されるだけでなく、生徒が自ら補充質問をする時間も用意されており、生徒が主体的に参加することができる内容となっています。

また、グループでの評議では、各グループにサポート役の弁護士が加わり、弁護士から法律の説明を受けたり、一緒に議論することにより、生徒が自信を持って積極的に議論に参加することができるような工夫をしています。グループでの評議を通じて、自分の考えが絶対的なものではないことを知り、他の生徒の考えに揺さぶられながら、考えをまとめていく体験ができる企画となっています。

当日の流れは以下のとおりです。

「中高生向け模擬裁判」の流れ	
あいさつ、事前説明	10分
模擬裁判劇	90分 (10分休憩あり)
生徒からの補充質問	30分
昼休み	60分
グループでの評議	80分
休憩	5分
評議結果(判決)の発表	25分
講評・修了式	10分



「中高生向け模擬裁判」の様子

2 事件の内容

本年の模擬裁判劇で扱った事件の内容は、以下のとおりです。

テレビでお馴染みのセレブで黒い噂もある被告人（マダム）は、被害者の男性にお金を貸すも、その後、被害者と連絡が取れなくなっていました。

ある日、被告人が男性2名と歩いていると、偶然被害者を発見。当初は円満に話していたものの、貸金の話になり、最後には、被害者から大切な時計を受け取りました。その後、被告人は、「コンクリートと一緒にダムに沈める」等と脅迫し、被害者の肩を手で強く突く暴行をして時計を奪ったとして、強盗罪の容疑で逮捕されました。

被告人は法廷では、脅迫も暴行もしておらず、時計は被害者が自ら進んで渡してきたもので、無罪だと主張しました。ただし、被告人は、警察官による取り調べでは、警察官から、事実を認めないと身柄拘束が長くなると言われ、間近に迫った自身の誕生日会に出席したいとの思いから、脅迫と暴行をしたと自白しています。

さらに、模擬裁判劇では、被告人と被害者以外に、現場付近のマンションのベランダから事件の状況を見聞きしていたという男性が証人として登場します。

3 模擬裁判劇

模擬裁判劇では、最初に、司会や裁判官役

の弁護士から、刑事裁判手続や今回の事件の概要について説明を行った後に、検察官・弁護士それぞれが裁判の中で立証しようとする事実をまとめた冒頭手続を行いました。その後、被害者・証人・被告人の順に尋問手続が行われました。

どの生徒も、模擬裁判劇が長時間に及ぶにもかかわらず、各配役を演じた弁護士のコミカルかつ迫力ある演技に魅了され、集中して楽しみながら傍聴しており、それぞれの証言内容を漏らさず聞き取ろうと真剣にメモをとっている姿がとても印象的でした。

また、模擬裁判劇の最後には、生徒からの補充質問の時間を長めに確保しており、被告人・被害者・証人に対し、生徒自身が気になった点を質問してもらいました。生徒からは、柔軟な発想で、弁護士も気付かなかった視点から鋭い質問が途切れなく出されました。

4 グループでの評議

模擬裁判劇をふまえ、生徒は少人数のグループに分かれて、①脅迫・暴行はあったか、②脅迫・暴行があった場合、被害者が抵抗できない程度のものであって強盗罪になるのか、被害者が抵抗できない程度とはいえ恐喝罪になるのか、③被告人の警察に対する自白は任意にされたものかという点を検討しました。

被告人、被害者及び証人の供述の信用性を検討する際には、この部分は信用できるが、この部分は信用できないといった分析的な検討をしたり、実際に証言どおりに実演することで証言の矛盾点を指摘したりする等、大人顔負けの議論をすることができていました。

また、脅迫と暴行の程度については、脅迫文言や暴行の態様だけでなく、周辺状況、時間帯、被告人の声の大きさ、被告人と被害者の体格等、様々な要素を想定しながら検討し、柔軟な発想で活発に議論をしていました。

どの生徒も、サポート役の弁護士から法律の説明を受けながら一緒に議論することにより、根拠を示して自分の考えを積極的に説明

することができていました。また、自分の意見だけでなく、他の生徒の意見にも真剣に耳を傾け、時には自身の考えを変えて、柔軟に考えをまとめることができました。



「中高生向け模擬裁判」の様子

5 評議結果の発表

グループでの評議の後に、全体で各グループでの評議の結果の発表を行いました。

生徒は、判決の言い渡しのように、被告人が有罪なのか無罪なのか、有罪ならば何罪が成立するののかという点を発表しました。観覧していた弁護士から何度も感嘆の声が上がるほど、生徒は鋭く論理的な根拠を示して、自信をもって自分たちが出した結論を発表していました。

6 まとめ

「中高生向け模擬裁判」の特色は、参加した生徒全員で同じ模擬裁判劇を見た上で、生徒にとって普段なじみのない弁護士のサポートを受けながら、グループ評議で他の生徒の意見も聞き、自分の考えをまとめていくという点にあると思います。

「中高生向け模擬裁判」への参加を通じて、参加者の生徒には、同じ事実を見ているにもかかわらず色々な捉え方や考え方があり、自分の考えが絶対的なものではないことを感じてもらうことができたとともに、他人の意見に耳を傾け、自分の意見を積極的に表現する力が養われたものと確信しています。

最後に、参加した生徒の声を次頁で紹介いたします。

参加した生徒の感想

- 【中3女子】：参加者がよく考えなければいけないように作られているので、とてもおもしろかったです。本当の刑事裁判に参加しているみたいで、いい体験になりました。
- 【中3男子】：弁護士の先生方が上手く回してくれて、自分の意見を言わせてくれたし、他人の意見を聞くことができたので、とても楽しかった。
- 【中3男子】：いろいろな人の様々な意見を聞き、自分の意見と重なる部分があったり、新しい考え方を知ることができて楽しかった。
- 【中2女子】：話し合いの場では、初め意見が全然違っていたのに、話していくうちにどんどん意見がまとまっていくのがすごく楽しかったです。
- 【中2女子】：グループで意見交換するのがとても楽しかったです。最初は緊張していましたが、途中から自分の意見をすらすら言えるようになって楽しく参加することができました。

「主権者教育」のシンポジウムを開催します！

愛知県弁護士会は、教員の皆様向けに、主権者教育をテーマにしたセミナーを開催いたします。実施概要は以下のとおりです。

日 時：平成30年3月17日（土）午後（予定）

場 所：愛知県弁護士会 5階ホール（予定）

参加費：無料

詳細につきましては、別途、ご案内をお送りします。

講師派遣の申込方法など愛知県弁護士会の法教育活動のご紹介

愛知県弁護士会のHP (<http://www.aiben.jp>)をご覧ください♪

HPが新しくなりました！

トップページ > 愛知県弁護士会とは > 法教育・法曹養成 > 法教育委員会

各お問合せ・お申込みは **愛知県弁護士会 人権法制係** まで

(TEL 052-203-4410/FAX 052-204-1690)



サマースクール

毎年夏休みの期間に、小学校高学年から高校生を対象とした「サマースクール」を実施しています。

講師派遣（弁護士による出前授業）

当会が作成した法教育教材を利用した授業をはじめ、ディベート、模擬裁判など、学校からの申込に応じ、無料で弁護士を派遣しています。※

授業で使える教材開発

法教育教材をHPに掲載しています。授業にどうぞご活用ください。

法教育ニュースの発行

法教育ニュースのバックナンバーをHPに掲載しています。

※HPにて学校講師派遣の申込書をダウンロードできます。